

第 447 回 群馬地方最低賃金審議会

H P 公 開 資 料

- 群馬地方最低賃金審議会群馬県最低賃金専門部会委員名簿
- 意見書（群馬県最低賃金の改正決定に係る意見聴取）
 - (1) 全労連・全国一般 群馬労働組合
「最低賃金の改善を求める意見書」
 - (2) 群馬県労働組合会議
「最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書」
 - (3) 生協労連 コープネットグループ労働組合
「2022 年度の地域別最低賃金額の目安審議にむけた意見書」
 - (4) 群馬県自治体一般労働組合
「最低賃金の改善を求める意見書」
 - (5) 群馬県医療労働組合連合会
「最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書」
- 群馬県の最低賃金をただちに 1,000 円以上に引き上げ、1,500 円をめざすこと、
全国一律最低賃金制度の創設と、実効ある中小企業支援策を求める要請書
2,339 筆 群馬県労働組合会議
- 労働市場速報（令和 4 年 6 月分）
群馬労働局職業安定部職業安定課
- 申出書（特定最低賃金関係）
「群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業」ほか 3 件

※ 資料は HP 公開用に一部抜粋したものとなっております。

全資料を閲覧したい場合は、群馬労働局労働基準部賃金室の窓口にて閲覧が可能
となっております。

群馬地方最低賃金審議会

群馬県最低賃金専門部会委員名簿

(令和4年7月20日任命)

(敬称略、五十音順)

区分	氏名	現職
公益代表	高橋 徹	(株) 上毛新聞社取締役総務・経理・労務・経営企画担当
	谷口 聰	高崎経済大学教授
	米本 清	高崎経済大学准教授
労働者代表	新井 和成	情報産業労働組合連合会群馬県協議会議長
	木闇 裕治	電機連合群馬地方協議会事務局長
	鷲澤 猛	日本労働組合総連合会群馬県連合会副事務局長
使用者代表	五十嵐 亮二	(一社) 群馬県経営者協会専務理事
	加藤 英明	元(株) ナカヨ取締役
	毒島 豊	(医) 日望会常務理事本部長

2022年7月12日

群馬地方最低賃金審議会

会長 谷 口 聰 様



全労連・全国一般 群馬労働組
執行委員長 [REDACTED]

最低賃金の改善を求める意見書

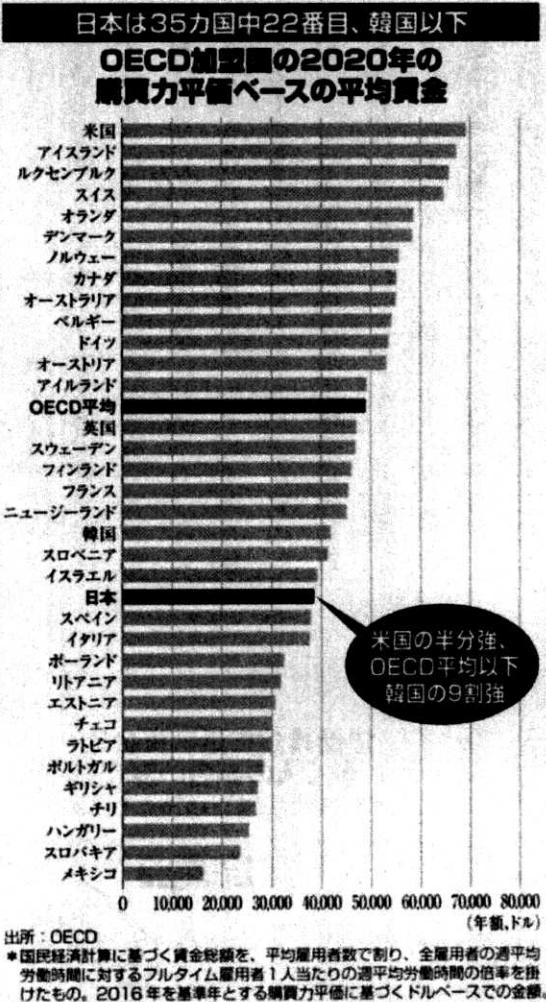
平素、労働者の賃金改善に向けて群馬地方最低賃金審議会の各位がご尽力されて
いることにまずもって敬意を表するもの
です。

冒頭に若干の情勢に触れておきます。

1 下がり続ける日本の賃金

日本の実質賃金は1997年を100とした指数での比較で、2020年は90.3と20年余りで約10%下がっています。また、右表にあるようにOECD(経済協力開発機構)の調査によれば加盟35ヶ国中、日本は22位まで順位を下げています。日本の平均年間賃金は、約423万円ですが、アメリカは約763万円と340万円の差がつけられ、お隣の韓国にも約31,000円ほど差をつけられています。経済大国3位と言われている日本の労働者の賃金がどれほど低賃金に抑えられているかの証です。

2 日本経済の落ち込みと大企業



は大もうけ

このような低賃金・不安定雇用が落ち込みです。2020年度の国内総生産（GDP）は、前年度比-4.6%です。この下落幅はリーマンショック期の2008年度の-3.6%を上回る戦後最悪の数値になっています。

一方で大企業・富裕層は大もうけを続けています。コロナ禍にあっても資本金10億円以上の大企業は利益を238兆円から241兆円と3兆円も増やしています。また、内部留保は2020年度末で459兆円にも膨れ上がっています。

以上のような情勢を念頭において、2022年の群馬地方最低賃金改定作業にあたり、最低賃金の抜本的な引き上げを求めて下記事項のように意見を申し述べるものであります。

なお、下記事項について意見陳述できる機会を設けていただけますことも要望するものです。

言己

1 賃金の「底上げ」が景気回復の早道です。

多くの若者が「好景気」を経験せずに「不景気」の社会に生活してきています。国は一部の大企業や富裕層だけをさらにもうけを蓄える政策は、失敗だったと認め、庶民・労働者の生活を充実させることこそが景気回復の第1歩だと確信します。社会保障制度の充実や労働者の賃金を上げることが重要であると考えます。

最低賃金の引き上げは労働者全体の「賃金の底上げ」となり、景気回復への大きなステップとなります。国際的に1,300円～1,500円となっているロードマップを策定し、労働者の生活に安定感を担保することが肝要だと思います。

2 どこで働いても同じ最賃（全国一律最低賃金）にしてください。

現在、Aランク最上位の東京都とDランク最下位の県との差は221円あります。2006年の差は109円でしたので、15年間で格差が2倍以上に広がっています。

全国展開している「コンビニエンスストア」で同じ価格の商品を扱っている

仕事をしていても住んでいる地域で時給200円を超える格差がつけられてもよいのでしょうか。これは「同一労働同一賃金」に反すると断ぜざるを得ません。また、法律で格差を肯定するようなことがあってはならないと言わざるを得ません。

現在、最低賃金の関東最下位群馬県(865円)とトップの東京都(1,041円)との差は176円です。隣接する埼玉県(956円)とは91円の差があります。これは東京都で10ヶ月、埼玉で11ヶ月働けば群馬の年収を確保できる計算になります。同一労働・同一賃金という原則に照らし合わせれば、大変な矛盾が生じることになります。先進国の多くは「地域別最低賃金」ではなく「全国一律最低賃金」制度を導入しています。

この最低賃金の地域間格差によって労働力人口流出現象が起こっている統計調査もあります。また、私どもの上部組織全労連の調査ではどこに住んでいようが、月額ベースで約23万円前後で、時給ベースで1,500円必要であるという調査結果が出ています。北海道から沖縄まで時給ベースで1,500円で統一すれば、最低賃金の抱えている課題は一举に解決できると確信します。

また、群馬県内の労働者の労働時間が都道府県別で一番長いと聞いています。賃金明細書を見ると「基本給」だけでは最賃割れになってしまうケースを多く見受けられます。このことは、残業しないと生活できる賃金が確保できていない証拠です。私どもの組合に寄せられる争議案件は、パワハラや長時間労働による不当な未払い残業であったり、体力の限界まで連日働く違法残業であったりすることにより発生する事案が多く、メンタル不全に陥るケースが多く見受けられます。「全国一律最低賃金制度」を一刻も早く実現し、人間らしく働き・生活できるようにすることです。

3 政労使合意は国民・労働者への約束です。

議論の前提におかなくてはならないことがあります。それは、2010年政労使合意です。

「早期に800円にし、全国平均1,000円を目指す」

とし、その到達年は2020年でした。結果として到達しませんでした。残念至極です。国民・労働者に対して約束した合意文書の約束を果たせなかつたのですから、急いでその約束を果たしてください。当時の安倍首相をして、

「最低賃金を全国平均1,000円を目指す」とした最低賃金引き上げ構想は1年につき3%ずつ引き上げるとしたロードマップです。その計画で実行すると到達年は2026年となってしまいます。これでは2010年政労使合意を反故にすることになってしまいます。3%と言わず、一気に引き上げる措置を講じてください。私たち国民・労働者は、そんな先まで待っていられません。一刻も早く、約束を果たしてください。大幅に最低賃金を引き上げてください。

イギリスでは、2023年4月から最賃を6.6%引き上げて全国一律1,480円（時給）にすると正式に表明がありました。「できない」ではなく「どうやるか」が大事なことだと思います。貴最低賃金審議会の英断を期待します。

4 最低賃金の引き上げには中小・零細企業支援をしっかり行うことが重要です。

①新型コロナウイルス感染症拡大が収まらない中、企業の休廃業・解散・倒産が相繼ぎ2020年で約57,000件程度の企業が市場から消えたことになります（東京商工リサーチ）。その結果、失業率2.4%→2.9%まで上昇し、非正規雇用労働者は107万人失職しています（2020/2と2021/2比較）。

このような危機的状況を好循環させるためにも中小・零細企業に対する支援策をしっかり行うことが重要だと考えます。そのことが、最低賃金1,500円の早期実現につながることだと考えます。

②先進国で1,000～1,500円の最低賃金が実現できているのは国の手厚い支援政策が実行されているからです。日本が87億円（2013～2015）なのに対して、

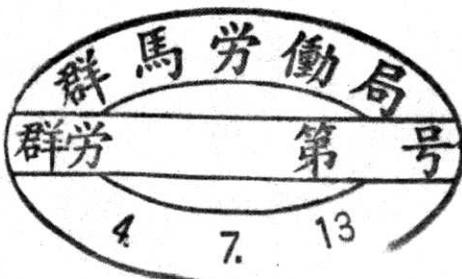
- ・韓国……………9,800億円（2017年から5年間）
- ・アメリカ………8,800億円（2007～2011）
- ・フランス………2兆2,800億円（2019）

と桁外れの支援を行っています。日本でも政治が力を発揮して中小企業支援策を拡充するよう貴最低賃金審議会として国に働きかけられるよう要望するものです。

以上

2022年7月13日

群馬地方最低賃金審議会 御中



前橋市本町 3-9-10

群馬県労働組合会議

副議長 [REDACTED]

最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書

群馬県労働組合会議（以下、県労会議）は、6月21日、審議会長および労働局長に「最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める要請書」を提出しました。私は、県労会議「要請書」の「要請趣旨」及び「要請事項」が、本年の審議の中で活かされることを要望します。

そのうえで、以下について意見を述べ、群馬県における地域別最低賃金をただちに1,000円以上に引上げ、1,500円の実現をめざすこと、及び全国一律最低賃金制度創設と中小企業支援の抜本的強化を答申に盛り込むことを求めます。

1. いわゆる「先進国」では日本だけが賃金が上がらない国となっています。賃金が上がらないもとで、いま労働者に急激な物価高騰が襲いかかっています。とくに食料品や生活に直結したエネルギー価格の高騰は、所得の低い労働者とその家族の生存権をも脅かしています。物価高騰を抑える施策はもとより、賃金の引上げ、とりわけ賃金の底上げは喫緊の課題です。

それだけに、今年度の最低賃金の改定においては、急激な物価高騰に十分配慮し、「8時間働けば、人間らしく暮らせる最低賃金」への大幅な引上げが切実に求められています。

2. 現在の最低賃金には、2つの大きな問題があります。

一つは、あまりにも低額であること、二つには、あまりにも都道府県間の較差が拡大してしまったことです。

最低賃金額は、あまりにも低く抑えられており、これでは「8時間働いても」自立して人間らしく暮らすことはできません。私たち県労会議が加盟する全国労働組合総連合（全労連）の

各地方組織が取り組んでいる「最低生計費試算調査」（調査結果総括表は、6月21日付県労会議要請書・別紙）によれば、25歳単身者の最低生計費は、月額（税込）22万円～26万円程であり、月150時間換算で、ほぼ1,500円となります（現在の物価高騰のもとでは、生計費の相当な増加が見込まれます）。これに比して、群馬県の最低賃金額865円は6割未満であり、これでは自立して人間らしく暮らすことはきわめて困難です。

最低賃金審議会においては、これまで労働者の生計費が審議に位置づけられているとは言い難い状況です。労働者の生計費を改定審議の土台としてしっかり位置づけ、最低賃金をただちに1,000円以上に引上げ、1,500円の実現をめざすことを強く求めます。

3. 最低賃金の二つ目の大問題である都道府県間の較差拡大について述べます。

コンビニエンスストアは全国各地にあり、同じ系列のお店であれば、品揃えや商品価格はほぼ同じに設定されています。そして、そこでの仕事内容も同様なものと考えられます。そこで、大手コンビニエンスストアのホームページからアルバイトの時給について比較してみました。

確認した事例（7月7日現在・同系列のコンビニエンスストア）によれば、昼間の時給は、群馬県内の「伊勢崎坂東大橋店」（伊勢崎市八斗島町）は870円、坂東大橋で利根川を渡った埼玉県内の「坂東大橋店」（本庄市沼和田）では960円となっています。（店舗間は約2km）

同じ商品を同じ価格で同じように販売する仕事でありながら、なぜ、時給は埼玉県内の「坂東大橋店」の方が90円も高くなっているのでしょうか。それは、群馬県と埼玉県の最低賃金が違うということ以外に考えられません。

最低賃金は、群馬県865円、埼玉県956円で、91円の較差があります。また、東京都1,041円と群馬県865円との較差は176円です。これは1時間当たりの賃金差ですから、年収で考えると、（月150時間・年1,800時間働くとして）群馬県と埼玉県の較差は163,800円、群馬県と東京都の較差は、316,800円にもなります。これは、群馬県内において最低賃金で年間1,800時間働いて得る年収1,557,700円を、埼玉県内では11ヶ月働けば（1,577,400円）、東京都内では10ヶ月働けば（1,561,500円）上回ってしまうことになります。これは、あまりに「不合理な格差」ではないでしょうか。

こうした都道府県間の最低賃金較差の拡大は、最低賃金の低い地方から、高い首都圏等への労働者の移動を促進し、地方での人手不足を招き、地方経済の活力を奪うことにも繋がってい

ます。また、同一労働同一賃金の原則からも、賃金の生計費原則からも逸脱しています。

それだけに、現在の都道府県別の最低賃金制度は廃止し、全国一律最低賃金制度を創設することが必要となっています。

ぜひ、国に全国一律最低賃金制度の創設を求めるなどを、最低賃金審議会の答申に盛り込んで下さい。

4. 冒頭で「いわゆる『先進国』では日本だけが賃金が上がらない国となっています」と述べましたが、「先進国」では最低賃金の引上げが加速しています。イギリスでは、今年4月から1,490円となり、10月からは1,542円に引き上げます。ドイツは、今年7月から1,449円に引上げ、10月からは1,664円に。フランスは、今年5月から1,505円に引き上げました。オーストリアは、今年7月から1,980円に。韓国も、今年1月から958円となり、来年1月からは1,006円と1,000円を超える。そして、アメリカでは、連邦最低賃金は2009年7月から985円に据え置かれていますが、州・市などで上積みされており、ニューヨーク市では今年1月から2,038円、サンフランシスコ市では今年7月から2,309円に引き上げされました。(各国の最低賃金額については、2022年7月7日午後のYahoo!ファイナンスの為替レートにより円換算／1円未満切り上げ)

労働者の消費購買力を引上げ、内需拡大による経済成長を促進するためにも、日本の最低賃金の抜本的な引上げが強く求められています。

5. 最低賃金の大幅引上げを求める声に対し、最低賃金審議会の審議の中で問題とされるのが「賃金支払い能力」ということです。しかし、上記の大手コンビニエンスストアの2店舗で、どれだけの「賃金支払い能力」の違いがあるのでしょうか。

地域別最低賃金は、同一都道府県内では同じ金額です。他の産業を考えてみても、群馬県内の中小企業と、県境を挟む埼玉県本庄市や児玉郡上里町、秩父市にある中小企業と、どれほど「賃金支払い能力」に違いがあるのでしょうか。

明確な違いがあるというのであれば、審議会の中で具体的な資料を明示して審議されるべきではないでしょうか。

自由民主党内につくられている最低賃金一元化推進議員連盟が、昨年5月25日に当時の菅

総理大臣に「最低賃金制度のあり方に関する提言」を行いましたが、その中では「支払い能力という概念は他の国には見られない要素であり、またその概念は極めて曖昧であり、この要素が最低賃金引き上げの抑制要因として機能してきたと推察される」と述べられています。

「極めて曖昧」な概念で審議するのではなく、明確な根拠を示したうえでの審議が必要です。

6. 群馬地方最低賃金審議会は、昨年8月6日の「群馬県最低賃金の改正決定について（答申）」において初めて中小企業支援について言及し、「大幅な最低賃金上昇による人件費の増加という、企業経営上重大な問題に対して、直接的でかつ即効性のある新たな支援策を、早急に検討・実施するよう政府に強く要望する」と労働局長に答申しました。私は、昨年度の意見書において、「中小企業に最低賃金引き上げの余力がないと言われるなら、ぜひ、中小企業支援の抜本的強化を答申に盛り込み、国に実現を求めて下さい」と求めていただけに、答申に最低賃金引き上げのための中小企業支援策の政府要望を盛り込んだことを高く評価するものです。

私たちが求める「最低賃金を、ただちに1,000円以上に引上げ、1,500円を実現すること」は、内需を向上させ、地域経済の好循環を生み、中小企業の安定的な発展にもつながるものであります。それでも、日本の中小企業の置かれた現状では、最低賃金1,500円への引上げは、中小企業の経営に大きな影響を与えます。だからこそ、私たちは最低賃金引き上げのための中小企業支援の抜本的強化を求めています。

今年度の答申においても、国に中小企業支援の抜本的強化を実現するよう強く求めて下さい。

以 上



2022年7月14日

群馬県地方最低賃金審議会
会長 谷口聰 殿

生協労連 コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 [REDACTED]

2022年度の地域別最低賃金額の目安審議にむけた意見書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は、生活協同組合と関連職場で働くくなかまの労働組合であり、パート労働者など非正規雇用のなかまが7割を超える労働組合です。

運動方針の柱として、格差と貧困をなくすための最低賃金引き上げをめざし、とりわけ最低賃金における地域間格差の解消、どこでもだれでも8時間働いたら暮らせる社会、最低賃金1,500円の実現をめざしています。

今年度の群馬地方最低賃金額の改定につきまして、生協職場のなかまを代表して、意見を述べさせていただきます。

1.2022年最低賃金改定にあたって

最低賃金制度は、賃金の最低額を規定することで、憲法25条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されるものです。しかし、コロナ禍で格差や貧困問題は、より深刻さを増しています。2021年度は、政府が「より早期に平均1000円をめざして引き上げに取り組む」と表明し、厚生労働省の中央最低賃金審議会の小委員会で全国加重平均を28円引き上げ930円とする目安がまとめられました。それに伴い群馬県の最低賃金引上げ額は、過去最高となる28円でした。非正規労働者にとって最低賃金の充実は切実なものです。

一日8時間働けば、人間らしく暮らせる社会の実現は急務であり、国際的にも社会の目標であるSDGsの目標のディーセントワーカーの実現の柱でもある最低賃金の引き上げは、重要な位置づけとなっています。コロナ禍での非正規の生活は、より厳しくあらたな負担も出てきています。

この間、生協労連が加盟する全労連の地方組織が取り組んだ生計費資産調査では、全国どこで暮らしても生活費に大きな差はなく1,400円～1,500円という結果が出ています。つまり、群馬県の最低賃金865円では、憲法25条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」ができないことが証明されました。

2.全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を

群馬県の最低賃金865円で、フルタイム(厚労省の起算値173時間)で働いても月額149,645円です。この収入では、憲法で保障されている健康で文化的な生活をおくることはできません。病気や怪我をしても費用が気になり病院にも行けませんし、ましてや将来へ向けての貯蓄などできるはずもありません。フルタイムで働いても、いまの最低賃金では貧困状態です。

私たち生協の職場でもエッセンシャルワーカーとして県民の生活を支えるために、コロナ感染のリスクと隣り合わせのなか働いています。どの仕事に就いていても心身ともに疲弊していることは同じ状況です。また、職を失うことへの不安感や住み慣れた土地で働くことを望む声もあります。

どこで暮らしても同じ仕事には同じ賃金が得られる同一労働同一賃金を実現することで、いまのような地域間格差を解消することが必要です。

最低生計費を満たさない現在の最低賃金額は、暮らしていく収入として不十分ですし、働く者の貧困は改善されません。目安金額や使用者の支払い能力にとらわれることなく、直ちに最低生計費を保証する最低賃金として、2022年度に最低賃金額1,000円の実現をめざす審議をお願いします。

私たちが取り組んでいる「全国一律最低賃金制の確立を求める署名」を生協労連として国会に提出するべく、5月11日の中央行動の中で趣旨に賛同いただいている紹介議員に手渡しました。紹介議員の数は110人で国会でも全国一律制へ向けて大きく動いています。

3. 最低賃金の引き上げは、中小企業政策とセットで

コロナ禍で経済が困難だからこそ最低賃金を上げが必要との声があるなかで、2020年の最低賃金の引き上げ額は、全国平均でわずか1円でした。引き上げに消極的だった背景には「企業の支払能力」があります。中小企業の要望に「経済危機の時は引き上げ額は低水準に」という主張があります。この「支払能力」を中小企業にだけ求める政策を転換する必要があります。中小企業に対して賃金を引き上げた場合の助成制度はありますが、国の予算額は約23億円と全国の中小企業へ行きわたる額ではありません。「経済的に困難な状況のもとでの最低限の生活保障」を実現するには、労働者のみならず中小企業への支援を厚くするべきです。こうした政策を早期に実行することが、個人消費を回復し経済の活性化にもつながります。

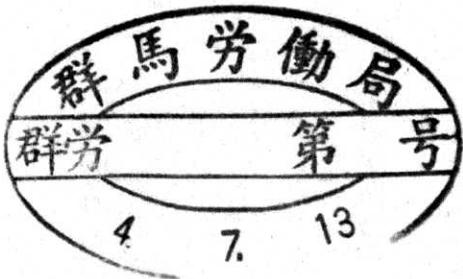
4. 最後に

働く者の生存権とは、労働力を再生産できる人間らしい生き方、生活ができる最低生計費を満たす最低賃金によって保障されるべきものです。よって私たちは、憲法および労働基準法、最低賃金法に基づき、働く者の生存権を保証する最低賃金として全国一律制と1,500円を求めます。

群馬地方最低賃金審議会運営規程の定めでは、会議は原則として公開とするとされています。しかし、2022年度の群馬県の地域最低賃金の審議会は、具体的な金額を審議する専門部会の公開することは、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合があるとの理由で、非公開とすることが確認されました。このことは残念でなりません。

鳥取地方最低賃金審議会では2008年以降「完全公開」「意見聴取の実質化」「傍聴の自由化」の3つの原則を確立させ定着させています。こうした事例に学び、群馬県でも審議会の透明性、公正性を高めるために鳥取地方最低賃金審議会が示している3つの原則を是非実現していただくようお願いいたします。

以上



2022年 7月13日

群馬労働局長

加藤 博人 様

群馬地方最低賃金審議会長

谷口 聰 様

群馬県前橋市本町3-9-

群馬県自治体一般労働組

執行委員長

最低賃金の改善を求める意見書

労働者の労働条件の向上に向けた貴職のご尽力に敬意を表します。

群馬地方最低賃金の改定にあたり、最低賃金法で「労働者の生計費を考慮して」と定められており、全労連がまとめた最低生計費試算結果を活用して、最低賃金の抜本的な引き上げを審議してください。

コロナ感染拡大のもとで、エッセンシャルワーカーと呼ばれる医療・介護・保育・学童保育などの労働者は感染のリスクを背負いながら社会機能維持のため働いてきました。その結果、国は経済対策として「ケア労働者の待遇改善」を提示しましたが、十分な改善になりませんでした。特に自治体で働く労働者には不十分な状況に置かれたままです。エッセンシャルワーカーの多くは低賃金や不安定雇用の非正規雇用労働者であり、公務公共も民間の同じ状況下にあり早期に改善が求められます。

物価高騰により生活はますます苦しくなっており、今こそ最低賃金を大幅に引き上げて賃金水準の底上げが必要です。コロナ禍・物価上昇に対応するため最低賃金の改善による地域間格差の是正と中小企業への大幅な財政支出などによる地域循環型経済を確立が必要です。

私たち群馬県自治体一般労働組合は、県内の自治体の非正規職員や公務公共関係で働く労働者により組織しております。

自治体非正規職員の賃金は、2020年の県内全自治体の調査によると、群馬県最低賃金865円に対して、一番低い時給は865円（2自治体）で、続いて868円です。2020年度から会計年度任用職員制度が実施され時給897円（1級1号対応）が18自治体で、900円台が11自治体でした。これが自治体非正規職員の低賃金の実態です。公務労働者の賃金は長年にわたり据え置きが続くなか、苦しい生活を抜け出すためには最低賃金の大幅な引上げ以外にありません。

現行の最低賃金では「8時間働けば普通に暮らせる賃金」「ダブルワークせずに暮らせる賃金」とはなりません。また、全労連による最低生計費調査結果では全国どこで

も大差はなく、25歳男性の1人暮らしでは月額22万円～27万円で月150時間換算で1,441円～1,772円と時給1,500円は必要です。

現行制度では地方間格差は拡大するばかりであり、格差是正と全国一律最低賃金制の確立を早急にお願いします。

2021年地域別最低賃金は東京で1,041円、埼玉で956円、群馬は865円でこの格差は東京で10ヵ月・埼玉で11ヵ月働けば、群馬県で12ヵ月働いた年収を上回るほどに拡大しています。賃金が労働評価を示す対価とすれば、自治体で同じような業務を行っていても、群馬の労働評価は関東で最低とされていることになります。これも若者が県内から流出する原因の一つではないでしょうか。

地域別最低賃金の大幅な引き上げなくして、県内のワーキング・プア脱却と地域の景気回復はあり得ません。そして、地域経済を支える中小企業や小規模事業者に最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を行うことが必要です。

私たちは最低賃金を大幅に引き上げて、地方間格差の是正と全国一律最低賃金制度を実現し、ただちに時間額1,000円以上引上げ、生計費原則に基づき1,500円を目指すことを強く求めます。

毎年、審議会の傍聴に参加していますが、今年も実質的な最賃の金額審議する専門部会は非公開となり、意見交換は不明であり確認できません。審議会の透明性を高めるために専門部会の公開を実現して下さい。

下記の事項について早期に実現の向けてのご尽力をお願い致します。

記

- 1 群馬地方最低賃金を生計費原則に基づいて、ただちに時間額1,000円以上に引き上げ、1,500円を目指すこと。
- 2 全国一律最低賃金制度を早期に実現し、地域間格差を是正させること。
- 3 最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業に対する特別補助を行うこと。
- 4 審議会は専門部会を含めて全面的に公開すること。

なお、今年も意見書に基づいて意見陳述を行えるようよろしくお願いします。

以上、意見書を提出します。

2022年7月11日

群馬労働局長 加藤 博人 局長 様
群馬地方最低賃金審議会 会長 様
群馬地方最低賃金審議会委員 各位

群馬県医療労働組合連合会
書記長 [REDACTED]

最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場では、看護師はじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数います。非常に低い賃金水準におさえられ、厚生労働省の2021年度賃金構造基本統計調査によれば、看護師と教員の所定内賃金を比較すると看護師は117,500円低い実態にあり、更に介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で76,960円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事にみあわない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています（グラフ参照）。

私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、納得できません。

コロナ禍が2年以上続くなかった、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合って、奮闘が続けられています。しかし、医療・介護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれました。この間、不十分ながらも政府に緊急包括支援交付金や処遇改善事業などの制度で若干の対応が行われましたが、現場の奮闘に見合う賃金改善には至っていません。コロナ禍が長引くことで、医療・介護事業所の経営も悪化し、そこではたらく労働者の心身の疲弊も極限に達している中、このような低賃金状態を放置したままでは、国民の要求に応える医療と看護、介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。

さらに、医療・福祉産業に従事する労働者は800万人超とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では3割以上が、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては約9割が非正規雇用労働者です。

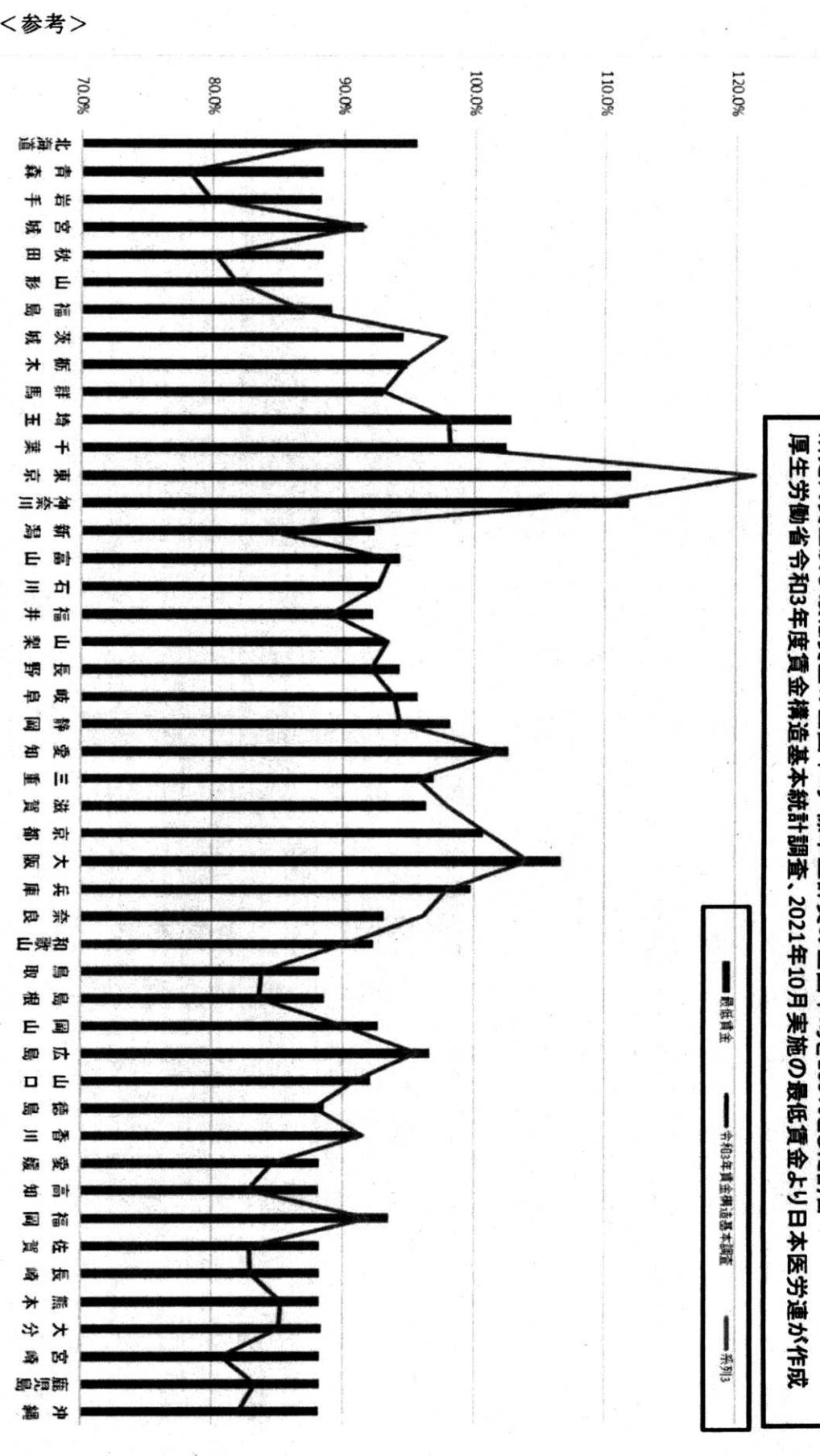
補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減した非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。

人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。



医療・福祉業の所定内賃金と地域別最低賃金の関係(2022年度)

所定内賃金及び最低賃金の全国平均・標準生計費の全国平均を100%とした割合
厚生労働省令和3年度賃金構造基本統計調査、2021年10月実施の最低賃金より日本医労連が作成



参考

群馬県の最低賃金をただちに1,000円以上に引き上げ、
1,500円をめざすこと、全国一律最低賃金制度の創設と、
実効ある中小企業支援策を求める要請書

2022年7月26日

群馬労働局局長 殿

群馬地方最低賃金審議会会長 殿

厚生労働大臣 殿

中央最低賃金審議会会長 殿

2,339筆



群馬県労働組合会議

群馬県前橋市本町3・9・10

群馬県の最低賃金をただちに1,000円以上に引き上げ、
1,500円をめざすこと、全国一律最低賃金制度の創設と、
実効ある中小企業支援策を求める要請書

2022年 月 日

群馬労働局長 殿
群馬地方最低賃金審議会 会長 殿
厚生労働大臣 殿
中央最低賃金審議会 会長 殿

【要請趣旨】

非正規雇用の割合が4割となり、全労働者の4人に1人は懸命に働いても年収200万円に届かないワーキング・プアです。不安定雇用と低賃金のために、青年労働者が自立、結婚、出産・育児ができず、少子高齢化の進行が社会基盤を弱めています。群馬県の最低賃金では、フルタイムで働いても手取り月10万円程度にしかならず、自立して人間らしく生活することはできません。さらに、群馬県の最低賃金は、関東1都6県の中で最も低く、地域間格差は年々広がり、労働者の都市部への流出を促し、地域経済を疲弊させています。

「8時間働きながら人間らしい生活ができる」最低賃金の水準が何より求められています。最低賃金をただちに1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすこと、そして、地域間格差をなくすための全国一律最低賃金制度を創設することが必要です。

また、地域経済の主役である中小企業・小規模事業者に、最低賃金の引き上げを保障するため、社会保険料負担の軽減など特別な財政措置を行うことが必要です。あわせて、単価の不当な切り下げなど大企業の下請いじめを正すことなど、コストが価格に適正に反映される仕組みを整備することも大切になっています。

つきましては、最低賃金改定にあたり、下記事項の実現を要請します。

【要請事項】

1. 群馬県の最低賃金をただちに時間額1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすこと。
2. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律最低賃金制度を創設すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、実効ある中小企業支援策を講じること。

氏名	住所

令和4年7月29日

職業安定部職業安定課 労働市場情報官

電話 027-210-5007 (内線)310

労働市場速報(令和4年6月)

有効求人倍率(季節調整値) 1.50 倍【全国 14位／全国 1.27 倍】

※前月 有効求人倍率(季節調整値) 1.46 倍【全国 15位／全国 1.24 倍】

正社員求人倍率(原数值) 1.12 倍【全国 15位／全国 0.95 倍】前年同月 0.94 倍

新規求人倍率(季節調整値) 2.32 倍 (前月: 2.27 倍)

群馬県の求人・求職の状況(原数值)

	6月	前年同月比	前年同月差	ポイント
有効求人数	38,048 人	19.6 %	6,245 人	14か月連続の増加
有効求職者数	27,817 人	1.6 %	433 人	2か月連続の増加
新規求人数	13,220 人	12.0 %	1,421 人	15か月連続の増加
新規求職者数	5,996 人	▲ 1.4 %	▲ 83 人	2か月ぶりの減少

- ・求人数は前年同月比で新規・有効ともに増加
- ・求職者数は前年同月比で新規は減少・有効は増加
- ・有効求人倍率(季節調整値)は前月比3か月連続の増加

～～産業別新規求人数～～

新規求人数	6月	前年同月比	前年同月差	ポイント
全産業	13,220 人	12.0 %	1,421 人	15か月連続の増加
主な産業	建設業	0.6 %	8 人	3か月連続の増加
	製造業	13.2 %	256 人	16か月連続の増加
	情報通信業	26.7 %	23 人	4か月連続の増加
	運輸業・郵便業	53.4 %	334 人	9か月連続の増加
	卸売・小売業	▲ 10.3 %	▲ 186 人	4か月ぶりの減少
	宿泊・飲食サービス	63.0 %	354 人	11か月連続の増加
	医療・福祉	5.8 %	176 人	4か月連続の増加
	サービス業	10.5 %	113 人	14か月連続の増加

総括

有効求人倍率は1.50倍で前月から0.04ポイント増加となった。求人が求職を上回って推移しており、緩やかに持ち直しの動きが見られるが、新型コロナウィルス感染症等が雇用に与える影響に十分注意する必要がある。
引き続き、雇用の維持と就職支援に力を入れていく。

※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数や、ハローワークインターネットサービスで探した求人に直接応募する「オンライン自主応募」による就職件数等が含まれている。

第1表 一般職業紹介状況(学卒を除きパートを含む)

項目	年月	令和4年	令和4年	令和3年	対前月増減率 (%)	対前年同月増減率、差(%、ポイント)	季節調整値対前月増減率、差(%、ポイント)
		6月	5月	6月			
全数	新規求職者数(人)	5,996	6,402	6,079	▲ 6.3	▲ 1.4	▲ 3.9
	新規求人数(人)	13,220	12,760	11,799	3.6	12.0	▲ 2.0
	新規求人倍率(倍)	2.32	2.27	2.06	—	0.26	0.05
	月間有効求職者数(人)	27,817	28,454	27,384	▲ 2.2	1.6	▲ 0.7
	月間有効求人数(人)	38,048	37,696	31,803	0.9	19.6	2.1
	有効求人倍率(倍)	1.50	1.46	1.28	—	0.22	0.04
	うち常用(倍)	1.31	1.27	1.11	—	0.20	—
	うちパート(倍)	1.38	1.32	1.20	—	0.18	—
	就職件数(件)	1,890	1,667	1,908	13.4	▲ 0.9	—
	正社員有効求人倍率(倍)	1.12	1.09	0.94	—	0.18	—

(注) 1. 新規求人倍率及び有効求人倍率(網掛け部分)は季節調整値、他は原数値を掲載している。

2. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

第2表 産業別新規求人状況(学卒を除きパートを含む)

項目	新規求人数(人)			対前年同月比(%)				前年同月差(人)	
	全数	パート除く		パート	全数	パート除く			
		うち常用	パート			うち常用	パート		
全産業	13,220	7,554	7,250	5,666	12.0	9.0	8.6	16.4	1,421
主な内訳	建設業	1,314	1,210	1,210	104	0.6	1.8	2.1	▲ 11.1
	製造業	2,193	1,508	1,444	685	13.2	12.0	9.0	16.1
	食料品	408	249	200	159	27.1	64.9	39.9	▲ 6.5
	プラスチック製品	231	141	138	90	16.1	0.0	▲ 1.4	55.2
	金属製品	266	216	214	50	26.7	24.1	23.0	38.9
	はん用機械器具	144	105	104	39	▲ 11.7	▲ 22.2	▲ 23.0	39.3
	生産用機械器具製造業	128	111	111	17	28.0	38.8	38.8	▲ 15.0
	業務用機械器具製造業	56	47	47	9	33.3	30.6	30.6	50.0
別	電気機械器具	188	108	100	80	23.7	4.9	7.5	63.3
	輸送用機械器具	271	197	197	74	▲ 3.9	▲ 6.2	▲ 4.8	2.8
	情報通信業	109	87	86	22	26.7	33.8	32.3	4.8
	運輸業・郵便業	960	644	618	316	53.4	33.1	29.0	122.5
	卸売・小売業	1,627	804	797	823	▲ 10.3	▲ 16.5	▲ 17.2	▲ 3.2
	宿泊業・飲食サービス業	916	225	191	691	63.0	127.3	114.6	49.2
	医療・福祉	3,214	1,662	1,646	1,552	5.8	14.7	15.6	▲ 2.3
	サービス業	1,187	620	525	567	10.5	▲ 9.4	▲ 3.0	45.4
									113

(注)新産業分類(平成25年10月改定:26年4月1日施行「日本標準産業分類」)に基づく区分により掲載している。

第3表 時系列でみた一般職業紹介状況(学卒を除きパートを含む)

年月	新規求職者数	新規求人数		新規求人倍率 (季節調整値)	有効求職者数		有効求人数		有効求人倍率 (季節調整値)	就職件数	
		対前年 増減率	対前年 増減率		対前年 増減率	対前年 増減率	対前年 増減率	対前年 増減率		うち受給者	
平成29年度	6,129	▲ 5.0	13,840	2.1	2.26	24,141	▲ 5.3	39,207	3.6	1.62	2,220 465
平成30年度	5,912	▲ 3.5	14,027	1.3	2.37	23,091	▲ 4.3	40,067	2.2	1.74	2,155 454
令和元年度	6,019	1.8	13,526	▲ 3.6	2.25	23,788	3.0	39,020	▲ 2.6	1.64	1,988 454
令和2年度	6,117	1.6	10,905	▲ 19.4	1.78	26,448	11.2	31,223	▲ 20.0	1.18	1,648 407
令和3年度	5,982	▲ 2.2	12,294	12.7	2.06	26,422	▲ 0.1	34,859	11.6	1.32	1,720 414
3年 6月	6,079	▲ 16.4	11,799	12.9	r 2.06	27,384	4.9	31,803	12.2	r 1.28	1,908 400
7月	5,405	▲ 15.3	11,806	10.4	r 2.06	25,992	▲ 3.9	32,429	12.4	r 1.32	1,728 435
8月	5,364	▲ 0.2	10,887	13.4	r 1.93	25,536	▲ 7.3	32,554	12.5	r 1.32	1,428 365
9月	5,901	▲ 1.5	12,516	11.2	r 2.10	25,584	▲ 8.5	33,869	12.9	r 1.34	1,654 414
10月	5,981	▲ 4.0	13,582	14.6	r 2.23	26,197	▲ 7.2	35,682	13.7	r 1.34	1,741 465
11月	5,406	3.5	11,760	7.3	r 1.92	26,305	▲ 3.4	36,409	13.4	r 1.32	1,641 445
12月	4,717	0.0	12,390	18.5	r 2.30	24,942	▲ 2.4	35,931	13.9	r 1.31	1,493 379
4年 1月	6,425	3.1	15,155	23.7	2.33	25,333	▲ 0.1	38,113	18.6	1.38	1,517 398
2月	5,916	▲ 3.6	12,519	8.2	1.89	25,770	▲ 0.3	38,750	17.9	1.40	1,632 416
3月	6,824	▲ 3.9	13,300	9.7	2.04	27,300	▲ 1.1	38,743	14.7	1.37	2,178 467
4月	7,568	▲ 6.1	13,535	18.4	2.43	28,322	▲ 1.4	37,256	14.1	1.40	1,867 379
5月	6,402	12.1	12,760	22.9	2.27	28,454	1.7	37,696	20.2	1.46	1,667 383
6月	5,996	▲ 1.4	13,220	12.0	2.32	27,817	1.6	38,048	19.6	1.50	1,890 466

(注)1. 年度は月平均(求人倍率は原数値)。

2. r は令和4年1月分公表時に新季節調整値に改訂された数値を表す。

3. 受給者は雇用保険受給者を表す。

4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

第4表 群馬県の雇用保険の状況

年月	項目 受給資格決定件数	受給者実人員		対前年増減率
		対前年増減率	対前年増減率	
平成29年度	1,459	▲ 4.6	4,865	▲ 6.5
平成30年度	1,392	▲ 4.6	4,639	▲ 4.6
令和元年度	1,504	8.0	5,353	15.4
令和2年度	1,867	24.1	7,350	37.3
令和3年度	1,502	▲ 19.5	5,876	▲ 20.1
3年 6月	1,559	▲ 35.8	6,474	▲ 21.4
7月	1,368	▲ 33.1	6,570	▲ 26.4
8月	1,341	▲ 19.7	6,631	▲ 25.7
9月	1,451	▲ 11.5	6,367	▲ 26.6
10月	1,469	▲ 27.2	5,908	▲ 26.8
11月	1,406	▲ 14.3	5,837	▲ 21.8
12月	1,134	▲ 17.1	5,554	▲ 24.1
4年 1月	1,485	▲ 3.5	5,371	▲ 18.8
2月	1,213	▲ 7.7	5,086	▲ 17.1
3月	1,469	▲ 7.9	5,127	▲ 15.1
4月	2,082	▲ 15.0	4,912	▲ 15.0
5月	1,943	15.4	5,245	▲ 9.7
6月	1,618	3.8	5,752	▲ 11.2

(注) 1. 年度は月平均。 2. 年度の求人倍率及び失業率は実数。

4. r は令和4年1月分公表時に新季節調整値に改訂された数値を表す。

6. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

第5表 全国的主要指標

年月	項目	全国有効求人倍率 (季節調整値)	完全失業者数 (全国・原数值)	
			(万人)	完全失業率 (季節調整値)
平成29年度		1.54	183	2.7
平成30年度		1.62	166	2.4
令和元年度		1.55	162	2.3
令和2年度		1.10	198	2.9
令和3年度		1.16	191	2.8
3年 6月		1.13	206	2.9
7月	r	1.14	191	2.8
8月	r	1.15	193	2.8
9月	r	1.15	192	2.8
10月	r	1.16	183	2.7
11月	r	1.17	182	2.8
12月	r	1.17	171	2.7
4年 1月		1.20	185	2.8
2月		1.21	180	2.7
3月		1.22	180	2.6
4月		1.23	188	2.5
5月		1.24	191	2.6
6月		1.27	186	2.6

3. 失業者数及び失業率は総務省労働力調査による。

5. 受給資格決定件数は速報値のため修正があり得る。

前月との比較(令和4年6月)

有効(求人・求職・求人倍率)

	6月	前月比(%、ポイント)
有効求人	40,421 人	2.1 %
有効求職	26,913 人	▲ 0.7 %
有効求人倍率	1.50	0.04 P

数値はすべて季節調整値

新規(求人・求職・求人倍率)

	6月	前月比(%、ポイント)
新規求人	13,642 人	▲ 2.0 %
新規求職	5,882 人	▲ 3.9 %
新規求人倍率	2.32	0.05 P

数値はすべて季節調整値

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、
1頁の(注)を参照してください。

産業別新規求人数（学卒を除きパートを含む）前年同月比・増減率の推移
(新産業分類)

	全産業 (%)	建設業 (%)	製造業 (%)	情報通信業 (%)	運輸業、郵便業 (%)	卸売・小売業 (%)	宿泊業、飲食サービス業 (%)	医療・福祉 (%)	サービス業 (%)
4年6月	12.0	0.6	13.2	26.7	53.4	▲ 10.3	63.0	5.8	10.5
4年5月	22.9	10.3	29.3	14.0	25.0	29.6	64.5	20.6	15.4
4年4月	18.4	12.0	39.5	12.9	15.7	25.8	24.0	6.7	33.3
4年3月	9.7	▲ 7.9	24.6	41.4	24.4	5.0	10.4	10.3	10.2
4年2月	8.2	3.1	35.4	▲ 4.7	19.4	▲ 3.6	25.9	▲ 0.5	9.2
4年1月	23.7	12.8	33.7	63.0	34.3	59.7	45.2	7.1	33.9
3年12月	18.5	14.1	48.3	4.7	31.2	18.7	7.0	13.3	21.8
3年11月	7.3	▲ 13.4	39.1	▲ 13.6	29.3	▲ 9.2	35.6	▲ 1.6	16.3
3年10月	14.6	7.0	24.7	▲ 4.0	27.2	47.8	37.6	3.4	14.1
3年9月	11.2	14.6	48.2	▲ 10.6	▲ 6.6	7.8	28.0	3.7	13.2
3年8月	13.4	▲ 15.2	51.8	3.0	42.5	10.5	2.3	3.3	32.7
3年7月	10.4	8.6	40.6	15.9	25.1	10.6	▲ 23.5	8.6	8.2
3年6月	12.9	11.8	54.3	▲ 9.5	18.6	16.9	32.5	3.0	17.8
3年5月	10.9	▲ 2.8	51.6	▲ 12.3	13.5	20.0	87.2	▲ 5.2	12.0
3年4月	11.1	19.4	36.8	20.2	4.5	22.6	▲ 12.1	6.9	▲ 12.5
3年3月	▲ 8.3	31.2	16.7	▲ 31.4	▲ 7.4	▲ 44.8	5.5	▲ 4.1	14.9
3年2月	▲ 18.5	2.4	▲ 22.9	▲ 26.1	▲ 28.9	▲ 10.8	▲ 33.7	▲ 19.3	▲ 19.3
3年1月	▲ 1.6	16.7	10.1	▲ 29.6	▲ 28.2	8.0	▲ 40.7	0.4	▲ 18.0
2年12月	▲ 21.7	13.0	▲ 17.6	▲ 5.3	▲ 42.6	▲ 48.8	23.8	▲ 9.8	▲ 9.9
2年11月	▲ 17.0	▲ 1.0	▲ 22.7	▲ 41.7	▲ 33.0	▲ 13.9	▲ 38.4	▲ 11.9	▲ 15.5
2年10月	▲ 14.2	25.3	▲ 14.1	1.0	▲ 24.4	▲ 29.6	▲ 45.1	▲ 4.8	▲ 20.9
2年9月	▲ 13.8	24.6	▲ 30.2	▲ 19.8	▲ 25.2	▲ 11.8	▲ 42.8	▲ 6.4	▲ 14.2
2年8月	▲ 35.3	4.0	▲ 37.2	▲ 50.7	▲ 38.9	▲ 71.9	▲ 42.4	▲ 11.7	▲ 36.7
2年7月	▲ 16.1	19.5	▲ 36.6	▲ 29.9	▲ 33.5	1.8	▲ 35.0	▲ 9.8	▲ 26.5

※「製造業」のうち、主な業種別(学卒を除きパートを含む)前年同月比・増減率の推移
(新産業分類)

	【製造業全体】 (%)	食料品 (%)	プラスチック製品 (%)	金属製品 (%)	はん用機械器具製造業 (%)	生産用機械器具製造業 (%)	業務用機械器具製造業 (%)	電気機械器具 (%)	輸送用機械器具 (%)
4年6月	13.2	27.1	16.1	26.7	▲ 11.7	28.0	33.3	23.7	▲ 3.9
4年5月	29.3	26.1	13.5	10.0	33.0	411.3	▲ 22.2	41.4	▲ 3.4
4年4月	39.5	46.1	19.6	45.9	50.9	20.0	▲ 11.6	17.0	87.6
4年3月	24.6	41.8	54.2	15.5	▲ 16.0	36.8	2.1	53.0	0.7
4年2月	35.4	26.2	47.4	22.5	▲ 5.1	110.5	23.8	14.9	14.2
4年1月	33.7	26.1	34.5	47.8	22.8	13.5	67.5	19.0	89.7
3年12月	48.3	41.2	39.9	26.2	55.2	114.5	35.0	56.2	24.6
3年11月	39.1	34.0	14.1	52.3	136.4	98.0	51.9	43.5	19.2
3年10月	24.7	31.4	17.1	20.8	116.9	38.3	33.3	68.9	9.5
3年9月	48.2	53.7	88.3	26.4	98.7	32.0	75.0	54.0	9.4
3年8月	51.8	1.1	41.1	47.8	160.4	60.9	76.9	137.7	28.0
3年7月	40.6	81.1	27.3	9.8	64.1	105.6	▲ 34.3	▲ 13.8	67.8
3年6月	54.3	4.6	67.2	153.0	77.2	53.8	121.1	114.1	129.3
3年5月	51.6	27.2	68.3	47.2	53.5	31.9	170.0	19.4	62.5
3年4月	36.8	87.4	43.8	0.0	12.9	54.4	22.9	▲ 2.8	74.5
3年3月	16.7	2.8	32.8	50.0	41.2	▲ 9.5	▲ 25.0	43.5	12.7
3年2月	▲ 22.9	▲ 52.2	▲ 24.6	▲ 17.4	36.0	▲ 17.4	▲ 14.3	▲ 24.9	14.9
3年1月	10.1	40.2	2.5	▲ 3.0	16.4	13.3	▲ 32.2	7.3	10.9
2年12月	▲ 17.6	▲ 22.0	▲ 2.4	11.0	▲ 16.0	▲ 59.9	▲ 25.9	▲ 16.6	▲ 16.2
2年11月	▲ 22.7	▲ 46.5	▲ 22.9	0.0	▲ 42.7	▲ 32.4	▲ 28.9	▲ 20.7	▲ 1.9
2年10月	▲ 14.1	▲ 2.7	▲ 16.1	▲ 19.6	▲ 53.9	6.6	5.9	▲ 27.1	3.7
2年9月	▲ 30.2	▲ 35.2	▲ 14.9	▲ 8.2	▲ 25.5	▲ 45.7	▲ 56.9	▲ 27.6	▲ 36.5
2年8月	▲ 37.2	▲ 35.0	▲ 34.3	▲ 10.2	▲ 57.3	▲ 57.0	▲ 50.9	▲ 49.0	▲ 20.4
2年7月	▲ 36.6	▲ 27.8	▲ 33.5	▲ 35.9	▲ 59.6	▲ 35.7	45.8	▲ 7.9	▲ 51.4

令和4年度 新規求職者(常用)の態様別内訳(パートを除く)

群馬労働局職業安定部職業安定課

	4年4月		4年5月		4年6月		4年7月		4年8月		4年9月		4年10月		4年11月		4年12月		5年1月		5年2月		5年3月		4年度計		
	当月	前年比	当月	前年比	当月	前年比	当月	前年比	当月	前年比	当月	前年比	当月	前年比	当月	前年比	当月	前年比	当月	前年比	当月	前年比	当月	前年比	計	前年比	
新規求職者数	4,260	▲ 5.2	3,735	7.9	3,749	▲ 3.5																				11,744	▲ 73.8
うち在職者	1,297	0.3	1,323	10.4	1,420	▲ 2.1																				4,040	▲ 75.9
うち離職者	2,661	▲ 8.9	2,181	4.8	2,080	▲ 5.8																				6,922	▲ 72.8
うち事業主都合	734	▲ 26.0	489	▲ 16.7	500	▲ 19.1																				1,723	▲ 75.1
うち自己都合	1,760	0.1	1,593	15.5	1,483	0.7																				4,836	▲ 71.8

○ 参考

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比
新規求職者	77,622	27.8	83,535	7.6	77,001	▲ 7.8	72,924	▲ 5.3	68,236	▲ 6.4	61,822	▲ 9.4	56,883	▲ 8.0	53,479	▲ 6.0	50,153	▲ 6.2	47,310	▲ 5.7	44,798	▲ 5.3	45,845	2.3	47,432	3.5	44,845	▲ 5.5
うち在職者	18,837	22.4	17,133	▲ 9.0	20,030	16.9	18,604	▲ 7.1	20,178	8.5	20,586	2.0	20,625	0.2	19,927	▲ 3.4	19,482	▲ 2.2	18,862	▲ 3.2	18,024	▲ 4.4	17,531	▲ 2.7	15,412	▲ 12.1	16,745	8.6
うち離職者	53,907	32.1	60,589	12.4	49,625	▲ 18.1	45,199	▲ 8.9	41,948	▲ 7.2	36,007	▲ 14.2	31,608	▲ 12.2	29,481	▲ 6.7	27,123	▲ 8.0	25,266	▲ 6.8	23,958	▲ 5.2	25,686	7.2	29,463	14.7	25,432	▲ 13.7
うち事業主都合	21,958	117.4	29,246	33.2	18,625	▲ 36.3	17,412	▲ 6.5	15,734	▲ 9.6	11,742	▲ 25.4	9,230	▲ 21.4	8,293	▲ 10.2	7,310	▲ 11.9	6,342	▲ 13.2	5,845	▲ 7.8	6,700	14.6	10,417	55.5	6,925	▲ 33.5
うち自己都合	28,888	3.4	27,478	▲ 4.9	27,397	▲ 0.3	24,860	▲ 9.3	23,849	▲ 4.1	22,391	▲ 6.1	20,784	▲ 7.2	19,682	▲ 5.3	18,462	▲ 6.2	17,630	▲ 4.5	16,864	▲ 4.3	17,724	5.1	17,806	0.5	17,136	▲ 3.8

正社員の有効求人倍率

項目 年月	正社員の有効求 人数(A)	常用有効求職者 数(パートを除く) (B)	正社員の有効求 人倍率(原数値) (A/B)	前年同月差 (ポイント)	全国:正社員 有効求人倍率 (原数値)	全国:正社員 有効求人倍率 (季節調整値)
2年6月	14,158	16,668	0.85	▲ 0.34	0.81	0.85
2年7月	14,321	17,566	0.82	▲ 0.35	0.79	0.82
2年8月	14,438	17,992	0.80	▲ 0.38	0.78	0.79
2年9月	14,862	18,242	0.81	▲ 0.39	0.78	0.79
2年10月	15,604	18,293	0.85	▲ 0.35	0.80	0.79
2年11月	15,818	17,643	0.90	▲ 0.34	0.83	0.79
2年12月	15,520	16,581	0.94	▲ 0.31	0.86	0.80
3年1月	15,624	16,552	0.94	▲ 0.26	0.87	0.81
3年2月	15,829	16,763	0.94	▲ 0.23	0.87	0.83
3年3月	16,549	17,819	0.93	▲ 0.19	0.85	0.85
3年4月	16,074	17,840	0.90	▲ 0.13	0.81	0.86
3年5月	15,575	17,234	0.90	▲ 0.02	0.82	0.88
3年6月	15,782	16,768	0.94	0.09	0.85	0.89
3年7月	16,004	16,367	0.98	0.16	0.88	0.90
3年8月	16,093	16,261	0.99	0.19	0.88	0.90
3年9月	16,518	16,233	1.02	0.21	0.89	0.90
3年10月	17,254	16,526	1.04	0.19	0.91	0.90
3年11月	17,403	16,431	1.06	0.16	0.93	0.90
3年12月	17,296	15,520	1.11	0.17	0.97	0.90
4年1月	18,052	15,835	1.14	0.20	0.97	0.91
4年2月	18,436	16,116	1.14	0.20	0.97	0.93
4年3月	18,581	16,996	1.09	0.16	0.95	0.94
4年4月	18,177	17,229	1.06	0.16	0.92	0.97
4年5月	18,371	16,905	1.09	0.19	0.91	0.98
4年6月	18,585	16,563	1.12	0.18	0.95	0.99

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

◎正社員有効求人倍率の説明

1. 算出方法

$$\frac{\text{正社員の月間有効求人数 (A)}}{\text{パートタイムを除く常用の月間有効求職者数 (B)}} = \text{正社員有効求人倍率}$$

(注) 分母の「パートタイムを除く常用の有効求職者数」には派遣労働者や契約社員を希望する求職者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となります。

2. 正社員求人は、現在のシステムでは産業別の求人数データの出力など、各種増減を比較できる基礎データがないために、月々の倍率の増減についての説明は、大変申し訳ありませんができませんので御了承願います。

有効求人倍率（原数値）

	3年6月	3年7月	3年8月	3年9月	3年10月	3年11月	3年12月	4年1月	4年2月	4年3月	4年4月	4年5月	4年6月
群馬県	1.16	1.25	1.27	1.32	1.36	1.38	1.44	1.50	1.50	1.42	1.32	1.32	1.37
前橋	1.05	1.08	1.12	1.15	1.22	1.22	1.25	1.31	1.32	1.31	1.14	1.13	1.19
高崎	1.52	1.69	1.67	1.76	1.83	1.73	1.78	1.91	1.88	1.65	1.55	1.57	1.56
安中	1.30	1.29	1.42	1.53	1.45	1.52	1.62	1.69	1.65	1.56	1.46	1.44	1.45
桐生	1.15	1.31	1.34	1.37	1.41	1.48	1.57	1.67	1.67	1.61	1.49	1.45	1.51
伊勢崎	1.04	1.16	1.19	1.25	1.23	1.24	1.29	1.31	1.38	1.30	1.21	1.15	1.20
太田	0.91	0.93	0.98	1.04	1.06	1.15	1.19	1.28	1.23	1.13	1.07	1.13	1.17
館林	1.25	1.36	1.43	1.41	1.37	1.52	1.69	1.69	1.69	1.57	1.39	1.37	1.50
沼田	1.17	1.18	1.29	1.38	1.54	1.41	1.31	1.52	1.59	1.56	1.59	1.66	1.79
富岡	1.66	1.84	1.75	1.76	2.02	2.12	2.18	1.97	1.88	1.79	1.56	1.62	1.63
藤岡	1.15	1.19	1.15	1.18	1.25	1.32	1.45	1.48	1.54	1.62	1.60	1.67	1.74
渋川	0.75	0.84	0.87	0.89	0.92	0.91	1.00	1.06	1.04	1.01	0.93	0.95	0.92
中之条	1.61	1.72	1.62	1.63	1.59	1.66	1.52	1.50	1.56	1.56	1.61	1.65	1.78

(一般+パート)

新規求人倍率（原数値）

	3年6月	3年7月	3年8月	3年9月	3年10月	3年11月	3年12月	4年1月	4年2月	4年3月	4年4月	4年5月	4年6月
群馬県	1.94	2.18	2.03	2.12	2.27	2.18	2.63	2.36	2.12	1.95	1.79	1.99	2.20
前橋	1.81	1.99	1.69	1.78	2.33	1.75	1.98	2.17	1.81	1.77	1.46	1.59	2.04
高崎	2.39	2.95	2.61	2.56	3.07	2.27	3.28	3.27	2.15	2.31	2.32	2.21	2.33
安中	1.94	1.87	3.09	2.17	1.94	3.19	3.09	2.34	2.98	1.98	2.05	2.48	2.27
桐生	2.32	2.17	1.83	2.25	2.21	2.33	2.84	2.66	2.30	2.09	2.01	1.94	2.44
伊勢崎	1.64	2.15	1.85	2.11	1.91	2.03	2.36	1.86	2.23	1.68	1.66	1.80	1.89
太田	1.49	1.27	1.52	1.99	1.33	1.87	2.80	1.75	1.54	1.68	1.46	1.55	2.14
館林	2.79	2.84	2.82	2.33	2.51	3.28	3.70	2.65	2.94	2.42	1.86	2.43	3.03
沼田	2.22	2.46	2.20	2.61	2.86	1.64	1.77	2.71	2.20	1.98	2.05	2.64	2.54
富岡	1.96	2.89	3.25	2.11	4.11	4.14	2.63	2.72	3.32	1.93	1.70	4.00	1.86
藤岡	2.12	1.94	1.57	2.33	2.04	2.14	3.00	2.34	2.83	2.30	2.06	2.38	2.60
渋川	1.17	1.75	1.35	1.29	1.65	1.43	1.98	1.78	1.28	1.52	1.36	1.37	1.37
中之条	1.89	2.53	2.57	2.25	2.39	2.75	1.84	1.99	2.35	1.91	2.19	2.61	2.78

(一般+パート)

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

就業地別求人倍率・求人数

群馬労働局職業安定部職業安定課

就業地別有効求人倍率（季節調整値）

1. 57 倍

就業地別新規求人倍率（季節調整値）

2. 44 倍

求人数の推移（原数値）

	新規求人数	前年同月比	有効求人数	前年同月比	新規求人倍率 (季節調整値)	有効求人倍率 (季節調整値)
令和3年6月	12,662	10.6	34,252	7.8	2.19	1.36
7月	11,921	6.9	34,354	6.6	2.21	1.40
8月	12,137	5.2	34,738	8.1	2.13	1.41
9月	13,401	11.0	36,113	10.0	2.24	1.44
10月	13,738	11.3	37,660	9.7	2.29	1.43
11月	13,622	8.2	39,094	11.6	2.26	1.41
12月	13,080	16.6	38,563	12.2	2.35	1.40
1月	15,244	20.2	40,613	16.7	2.29	1.47
2月	13,824	7.9	40,769	15.5	2.21	1.48
3月	14,197	7.8	41,349	13.3	2.18	1.46
4月	14,174	19.0	40,051	13.8	2.50	1.51
5月	13,295	15.5	39,724	17.9	2.33	1.54
令和4年6月	14,266	12.7	40,139	17.2	2.44	1.57

新規求人数（原数値）は15か月連続の増加（前年同月比）

有効求人数（原数値）は14か月連続の増加（前年同月比）

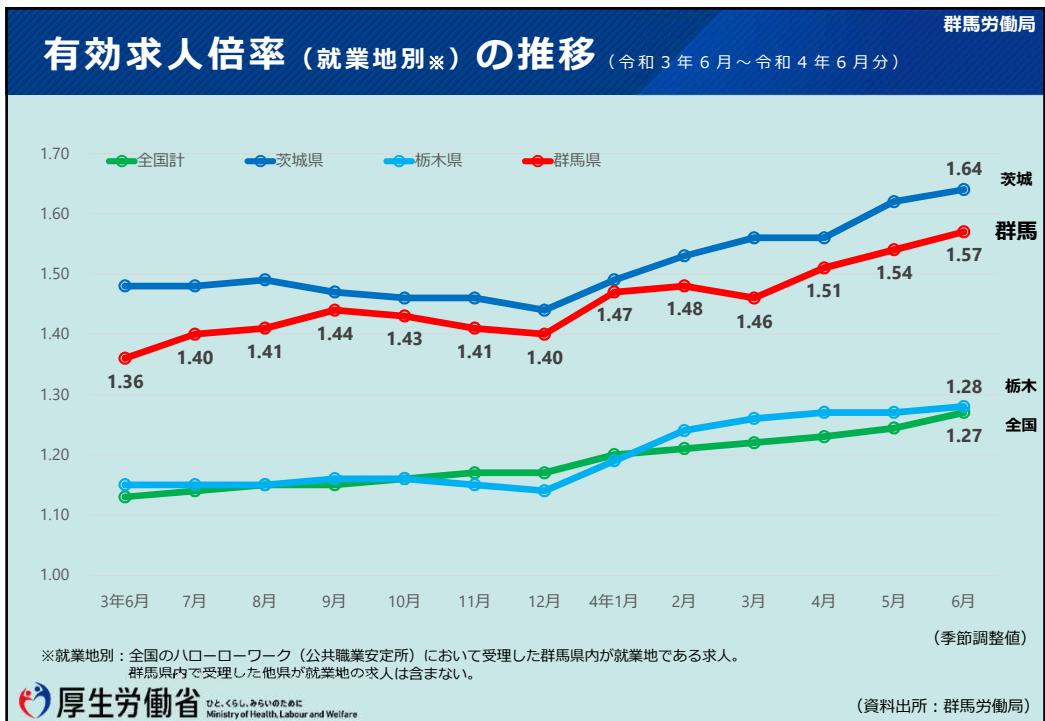
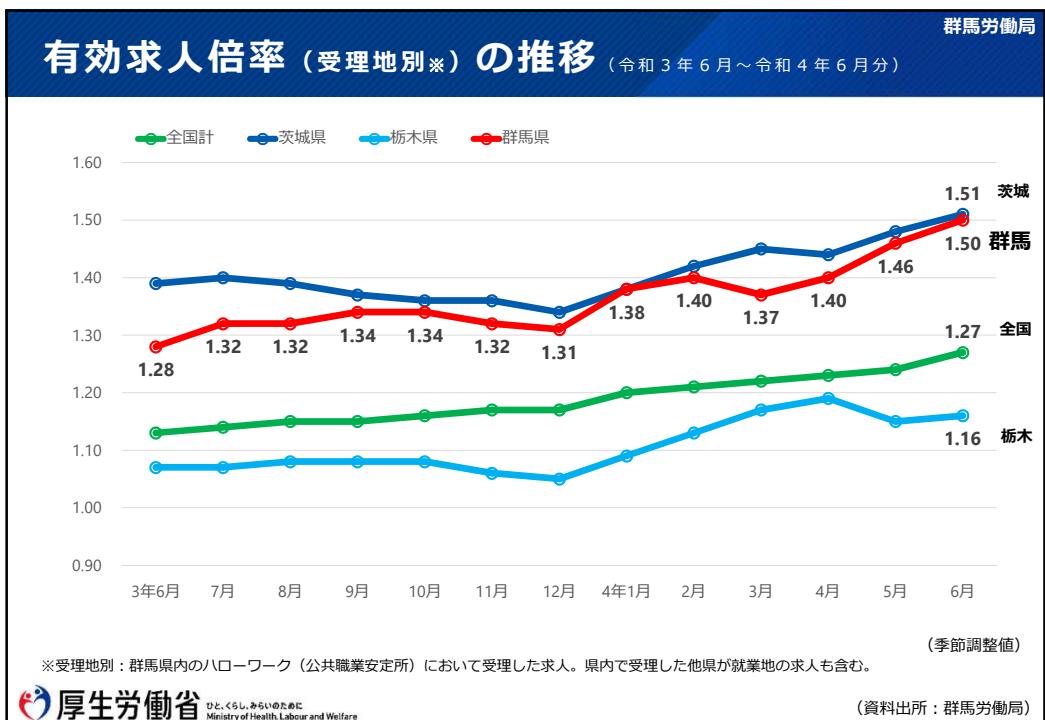
有効求人倍率（季節調整値）は3ヶ月連続の増加（前月比）

産業別新規求人数

新規求人数		6月	前年同月比	前年同月差	備考
産業計		14,266	12.7	1604	15か月連続の増加
主な産業	建設業	1,278	0.8	10	3か月連続の増加
	製造業	2,278	16.0	314	16か月連続の増加
	情報通信	146	30.4	34	2か月ぶりの増加
	運輸業	978	46.8	312	9か月連続の増加
	卸売・小売	1,768	1.9	33	4か月連続の増加
	宿泊・飲食	1,436	55.7	514	3か月連続の増加
	医療・福祉	3,376	4.2	136	4か月連続の増加
	サービス	1,238	▲4.7	▲61	14か月ぶりの減少
製造業内訳		6月	前年同月比	前年同月差	備考
主な内訳	食料品	402	26.4	84	12か月連続の増加
	プラスチック	244	22.6	45	16か月連続の増加
	金属製品	277	29.4	63	16か月連続の増加
	はん用機械器具	155	▲9.9	▲17	3か月ぶりの減少
	生産用機械器具	127	21.0	22	5か月連続の増加
	業務用機械器具	55	31.0	13	2か月ぶりの増加
	電気機械器具	193	25.3	39	11か月連続の増加
	輸送用機械器具	282	0.7	2	2か月ぶりの増加

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、

1頁の※を参照してください。



群馬労働局長
加藤 博人 殿



2022年7月 日

群馬県渋川市石原
日本基幹産業労働

委員長

申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業
最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出る者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業（銑鉄鑄物製造業（銑鉄管、可鍛鋳鉄を除く。）及び可鍛鋳鉄製造業を除く。以下同じ。）これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

1,924名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第1
5条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね3分の1以上に達しているこ
とから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数

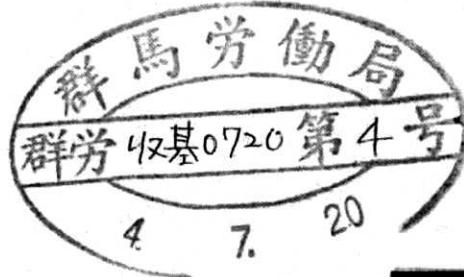
1,931名

5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②申出代表者に対する委任状、③それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面、④特定最低賃金額改正申出のための産業分類調査票、⑤賃金格差の疎明資料

以上

群馬労働局長
加藤 博人 殿



2022年7月 日

群馬県前田町361-2
JAM群馬（群馬県連合会 JAM群馬）
会長 [REDACTED]

群馬県前田町1084
全日本労働組合総連合会
群馬県連合会議会
[REDACTED]

申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出る者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業（真空装置・真空機器製造業（真空ポンプ製造業を除く。）及び他に分類されない生産用機械・同部分品製造業を除く。以下同じ。）、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち

毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される基幹的労働者。群馬県において、金属加工機械製造業、一般産業用機械・装置製造業、事務用・サービス用・民生用機械器具製造業、その他の機械・同部属品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編み機械製造業（同附属品製造業を含む）または真空装置・真空機器製造業のうち真空ポンプ製造業を営む使用者に使用される労働者

16, 487名

2. 改正の決定を申出する最低賃金の件名

群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

(1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

合意労働者数 5, 638名

(2) 当該産業は、群馬県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウエイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響はきわめて大きいこと。

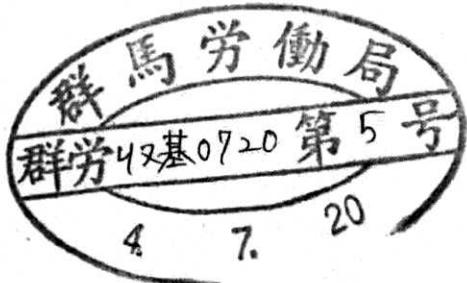
(3) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から、法定最低賃金の改正が必要であること。

5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②機関決定の決議書、③申出代表者に対する委任状、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面⑤賃金格差の疎明資料

以上

群馬労働局長
加藤 博人 殿



2022年7月 日

群馬県 [REDACTED] 361-2
全日本 [REDACTED] 情報関連産業労働組合
議長 [REDACTED] 群馬地方協議会
[REDACTED]

群馬県 [REDACTED] 町361-2
JAM [REDACTED] 県道 (JAM群馬)
会長 [REDACTED]

申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

17,779名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最

低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

(1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

合意労働者数

12,753名

(2) 当該産業は、群馬県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウエイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響はきわめて大きいこと。

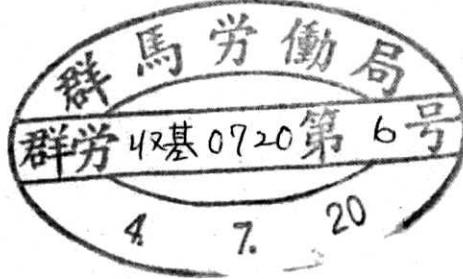
(3) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から、法定最低賃金の改正が必要であること。

5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②機関決定の決議書、③申出代表者に対する委任状、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面⑤賃金格差の疎明資料

以上

群馬労働局長
加藤 博人 殿



2022年7月 日

群馬県
全日本

町1084
労働組合総連合会
群馬労連(連合会)

群馬県
JAM
会長

中町361-2
群馬県連(連合会)
JAM群馬)

申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出る者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、輸送用機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

41, 416名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

(1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

合意労働者数

28,048名

(2) 当該産業は、群馬県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウエイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響はきわめて大きいこと。

(3) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から、法定最低賃金の改正が必要であること。

5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②機関決定の決議書、③申出代表者に対する委任状、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面⑤賃金格差の疎明資料

以上